

日本電信電話株式会社に関する法律施行規則の一部改正等について (他社設備を用いた地域電気通信業務)

1 改正の経緯

- ◆ NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）は、NTT東西が営む地域電気通信業務のうち、「電話の役務」の提供に関しては、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を受けければ、他の電気通信事業者の電気通信設備（以下「他者設備」という。）を用いて電話の役務の提供ができることとされている。
- ◆ 上記認可を受けられる場合は、これまで、日本電信電話株式会社に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号。以下「NTT法施行規則」という。）第2条の2の規定に基づき、**特例地域かつ加入者密度が低い地域である場合や、自ら設置する電気通信設備での提供が著しく不経済である場合等に限られていたところ、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」**（令和7年2月3日情報通信審議会答申。以下「最終答申」という）において、NTT東西が提供する他社設備を用いたワイヤレス固定電話に関し、提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと、利用者を増やすことでコスト削減が可能であり、固定電話サービスの円滑な移行の促進にも資すること等から、**提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当である**とされた。
- ◆ また、固定電話サービスの円滑な移行の在り方を議論する**固定電話サービス移行円滑化委員会**において、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアのほか、光整備エリアであっても、個別の事情により、**利用者がFTTHを利用できない場合や、利用者がモバイルを活用した固定電話の利用を希望した場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、他社設備を利用したワイヤレス固定電話の提供を認めることが適当である**、という考え方が整理された。
- ◆ 本件は、上記を踏まえ、NTT東西のワイヤレス固定電話について、**光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できるよう、NTT法施行規則について所要の規定を整備するために、一部改正を行うもの。**
- ◆ また、NTT法施行規則の改正に伴い、認可の考え方等を事前に明確化し、行政判断の客觀性・透明性の向上を図り、関係事業者の予見可能性を高めること等を目的に作成した、**NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン**についても、**所要の改正を行う**。

日本電信電話株式会社に関する法律施行規則の一部改正等について (他社設備を用いた地域電気通信業務)

2 改正の概要

- ◆ 最終答申や固定電話サービスの円滑な移行の促進等を踏まえ、NTT東西におけるワイヤレス固定電話の提供に關し、不採算地域に限定していた規定を改正し、「光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供」する旨の方針を定めている場合に、他社設備を利用したワイヤレス固定電話の提供を認めることとする。
- ◆ 当該方針は以下の要件を満たすものとする。
 - ✓ ワイヤレス固定電話は、光未整備エリアでの提供を基本とするものであること。
 - ✓ 光整備エリアにおいては、以下の場合に限り、ワイヤレス固定電話の提供をする場合があること。
 - ①利用者がワイヤレス固定電話の提供を希望した場合
 - ②建物の状況その他の特別な事情により、光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難である場合
 - ③災害その他非常の場合において通信手段確保のため応急的に提供する場合
- ◆ また、認可申請の際にはNTT東西が定めた方針が上記要件に該当していることが分かる書類を添付することとする。

3 今後の予定

意見公募：令和7年12月20日～令和8年1月23日

公布・施行：令和8年2月中目途

本ガイドラインは、NTT東日本・西日本が、**他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務**（「ワイヤレス固定電話」）の提供を行うために必要なNTT法第2条第5項ただし書に規定する**総務大臣の認可について、認可の考え方等を事前に明確化し、行政判断の客観性・透明性の向上を図り、関係事業者の予見可能性を高めること等を目的とする。**

総務大臣の認可にあたっての考え方（確認事項）

- 他者設備の利用を例外的に認めるという制度の趣旨を踏まえ、NTT東西が、引き続き**低廉な加入者料金で電話の役務を提供することや、メタル固定電話から代替サービスへの移行の促進等を目的として、他者設備を用いた役務の効率化を図るものであるのか**
- 他社設備を用いたワイヤレス固定電話役務について、光提供区域か否かに分けて、具体的にどのような案内を行い、どのような場合に役務の提供を行うのかを定めた方針が、以下の総務省令（NTT法施行規則第2条の2）の規定に適合しているかも確認する

第1号：**ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域以外の地域において提供することを基本とするものであるか**

第2号：**光提供区域において提供する場合は、以下の場合に限定されているか**

- ①**利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を希望したときであるか**
- ②**建物配管の都合で光ファイバを敷設できない場合等の「特別な事情」があるときであるか**
- ③**災害等により、回線の再敷設や設備の復旧に時間がかかるなどの非常の場合を想定したときであるか**

- 他者設備を用いた電話の役務であっても、一定品質水準を確保し、安定的・継続的に提供されるものであるか
- 公正競争確保の観点から、他者設備の調達は広く参入機会を確保するなど、適正性が確保されたものであるか
- 加入者への周知方法や電波環境の確認体制など、加入者保護のために必要な措置がとられているか

認可申請書に記載が必要な事項

- 役務提供の内容（**加入者への提供料金・提供条件の考え方**を含む）
- （提供区域を限定する場合は）**市町村単位での提供区域のリスト**
- **将来的なコスト効率化見込み**及びその算定根拠
- 通信障害時等において、**自己設備で提供する場合と同等の対応が可能であることが確認できる資料**
- **他者設備の調達に係る公募条件、調達価格、調達参加事業者、契約期間等**等

実施状況報告を求める事項

- 毎年度末時点の提供区域・加入者数等（市町村単位）、加入者への提供料金・提供条件、加入者保護の取組、**コスト効率化見込みの計画に対する達成状況、将来見込み** 等

※上記のほか、電気通信事業法や総務省令に基づく手続き（各種約款の届出等）も必要となる。

II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

第2章 ユニバーサルサービスに位置付ける役務

第1節 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務

1. 現状と課題

(2) 固定電話サービスの動向

(中略) NTT東西は、2035年頃を目指としたメタル回線設備の縮退を表明しており、今後、IP電話等への更なる移行が想定されるため、電話サービスの単体利用を保障する必要性は低下することが見込まれる一方、メタル固定電話の利用者は、当面は相当数残存する見通し（2030年：約730万、2035年：約500万）であるため、NTT東西のメタル固定電話の収支が悪化する中で、既存利用者の適切な利用を効率的に確保しつつ、円滑な移行を図ることが必要となっている。。

2. 取組の方向性

(1) 基本的考え方

(中略) この際、メタル固定電話は、利用者が残存する区域では、利用者が減少しても設備の維持が必要となり、その場合、料金収入は減少する一方、設備コストは大きく変わらず、NTT東西の赤字額は更に拡大が見込まれることから、NTT東西の電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保するとともに、電話単体利用を希望する者の移行先の選択肢を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、モバイル網の活用を更に進めることが必要である。

(2) NTT東西のワイヤレス固定電話の地域限定の緩和

NTT東西のワイヤレス固定電話は、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定されているが、現時点で、MNOのカバーエリアに縮小の傾向は見られず、提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと、利用者を増やすことでコスト削減が可能であり、メタル回線設備の縮退の促進にも資すること等から、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当である。

また、ワイヤレス固定電話は、メタル固定電話と同等の技術基準（FAXの疎通に影響する通信品質や緊急通報等に係る基準）に従って提供すると、赤字が生じる状況となっているところ、FAXの利用者が減少していること 等を踏まえ、ワイヤレス固定電話の技術基準を一定程度緩和し、NTT東西による固定電話の効率的な提供を可能とすることについて検討が必要である。

(3) モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加

現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話は、住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質がFAXの提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題はあるが、以下の点等に鑑みると、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。（後略）